

安曇野市自治基本条例制定
市民会議検討中間報告
に対する市民からのご意見
及びその対応

安曇野市

(市民生活部地域づくり課)

安曇野市自治基本条例制定市民会議検討中間報告に対する意見及びその対応

(平成 28 年 6 月)

■前 文

- ・本市は、雄大な北アルプス山麓に広がる、自然豊かな田園産業都市…
- ・本市は、平成 17 年 10 月 1 日、3 町 2 村の合併により誕生し…
- ・先人たちが守り育ててきた歴史、文化、伝統を引き継ぎ…
- ・社会情勢が大きく変化する中、私たちは自治の主体であることを自覚するとともに、安曇野に誇りと責任をもって自治に取り組まなければなりません。
- ・市民憲章を尊重し…
- ・ここに、自治の基本理念を明らかにし、みんなが主役のまちづくりを目指した…
～自治の最高規範として、条例を制定します。

【意見】

(中間報告会：女性：明科地域)

- ・制定の社会的背景に少子高齢化や介護予算増大などがある。前文に健康長寿を目指す内容をもう少し書き込んでほしいと思う。

前文の「今後の目指す方向」に盛り込みました。

(協働計画策定評価委員：男性)

- ・昭和の合併の経過についても、前文の合併に関する中に盛り込んではいかがか。

意見としてお聞きします。

■第 1 章 総則

(目的)

- ・この条例は、本市の自治及び市政に関する基本的な原則を定めるもの…
～市民、市議会及び市の執行機関*の役割を明らかにする…
～市政運営の基本的事項を定めるものとし…
～市民主体のまちづくりを協働して推進していくことを目的とする…

【意見】

なし。

(定義)

○市民

- ・次に掲げるものをいいます。
 - (1) 市内に居住する人
 - (2) 市内に通勤し、又は通学する人
 - (3) 市内で事業活動を、又はその他の活動を行う個人又は団体

【意見】

(市民 WS 委員)

- ・「その他の活動を行う個人又は団体」とありますが、無条件でこれらの定義を行ってよいでしょうか？例えば、市や地区住民に悪意を持っている個人や集団が、市政を動かそうと考えて市内に団体を立ち上げている場合なども、市民として認めるのか。一定の条件付けが必要ではないでしょうか。

市民会議において検討をいただきます。

(市民 WS 委員)

- ・以前のワークショップでも、発言させていただいたかと思いますが、個人的に納得することが難しいです。通学する人については特にです。他地域から期間限定で通学している学生がなぜ市民といえるのか？安曇野市には大学も無く、高校生と地域との関わりはそれほど深いとは思われません。果たして他の地域から通学している学生が 4 ページ「自治の基本原則」市民は、それぞれが主体であることを自覚し・・・、これができるのでしょうか？もし、市民に学生を含めるならば、啓蒙活動をし、自覚してもらわなければならないと考えます。

(中間報告会：男性：三郷地域)

- ・市民に通勤通学者が入るが、市ではどう把握するのか。また、市内で活動するとはどういうことか。P6 では、「市民の信託・・・」と出てくる。曖昧な解釈のものを載せるべきではない。また、整合させるべき。

市民会議において検討をいただきます。

(職員)

- ・市民の定義で、別荘の所有者及び入り地耕作者（農業）はどうなりますか。通学・通勤者が入りますので・・・公共の受益者、納税者としての扱いとしては？

市民会議において検討をいただきます。

(議会全員協議会)

- ・「市民」が条例の中に出てくるが、「市民」の定義に当てはまらない箇所について、精査をすること。

精査し、整合性を図りました。

(匿名：穂高有明在住者)

- ・外国人も含まれるのかわからないので説明を聞きたい。

(中間報告会：女性：穂高地域)

- ・外国籍の人も市民として考えてよいか？（外国籍の人を市民として受容し、多文化共生を盛り込んでほしいという立場から）。

「市内に居住する人（外国人を含む）」としました。

○住民

- ・本市の区域内に住所を有する人あるいは居住する人

(中間報告会：男性（穂高地域）：堀金地域)

- ・市民、住民の定義は、P6 の選挙も関わるので、使い分けにはかなり神経を使ってほしい。また、将来、例えば市長が「市民・・・」と発言する場合、混乱を生じかねない。

精査し、整合性を図りました。

【意見】

なし。

○区

- ・対象地域における市民相互の連携により共通課題を解決し、福祉向上及び安全で安心な地域社会を形成するための自治組織
- ・安曇野市区長会に所属する自治組織

【意見】

なし。

○市の執行機関

- ・市長*、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会

【意見】

なし。

○市

- ・市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体

【意見】

なし。

○自治

- ・自らの地域を自らの意志と責任において治めること

【意見】

なし。

○まちづくり

- ・すべての市民が対等で、それぞれの持つ能力を活かし、相互の協力のもと、地域課題を解決し、暮らしやすい地域社会を実現すること

【意見】

なし。

○協働

- ・市民と市、あるいは市民相互が互いの自主性を尊重し、それぞれの役割を担いながら対等な立場で、協力し、共に行動すること

【意見】

なし。

(条例の位置付け)

- ・この条例は、本市の自治及び市政に関する基本的な原則を定めるもの…
- ・市民及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い自治を推進…
- ・市民及び市は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。
- ・市民及び市は、基本構想等の計画策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

【意見】

なし。

(自治の基本原則)

自治の基本原則を次のとおり定めます。

○市民主体の原則

- ・市民は、それぞれが主体であることを自覚し、それぞれの個性や能力を発揮し、まちづくりを進めます。

【意見】

(中間報告会：男性：穂高地域)

- ・「市民が主権者」と言いながら、外国人も市民として入れるのは憲法違反である。

条文作成時に精査します。

○参画と協働の原則

- ・市民及び市は、それぞれの役割と責任のもと、参画と協働によるまちづくりを目指します。

【意見】

なし。

○情報共有の原則

- ・市民及び市は、自らが考え行動する自治の理念を実現するため、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

【意見】

なし。

○人権尊重の原則

- ・市民は、ともに個人として認め合い、互いの人権を尊重し、まちづくりを進めます。

【意見】

なし。

■第2章 市民の権利及び責務

（市民の権利）

- ・市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有し…
- ・市民は、市政についての情報を知る権利を有し…
- ・市民は、市政に参画する権利を有し…
- ・市民は、法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受け…

【意見】

（市民 WS 委員）

- ・市民は、法令等の定めるところにより、「市の行政サービスを等しく受け…」と有りますが、通勤、通学しているだけで受けられるのでしょうか？このところは果たしてそうなのか、私には良く解らないところですので、教えて頂きたいと思います。「通勤通学している人」を市民と定義している自治体は多いのですが、そうではない自治体もあります。なぜ本市の中間報告では、そのように定義してあるのか、理由をすっきりと説明していただければと思います。

市民会議において検討をいただきます。

（市民：女性：三郷）

- ・「行政サービスを等しく受ける権利…」とあるが、現居住区には未だ「村八分」的な面が存在し、事実上、区・自治会に所属しない世帯が近隣のゴミ集積所（集積所建設費用は市と区で折半）を利用できず、職場のある隣市でゴミを排出している現状がある。市役所職員に尋ねたところ、地域のごみ集積所を利用してよい決まりになっているとの回答を得たが、市制 10 年を迎えてもなお、住民自治を基本とする上で最も身近なゴミ処理の問題がこの程度である。せっかく住民自治条例を制定するのだから、日本国が定める法律は勿論、近年の裁判所判例等に基づく法令遵守等、市民・住民の意識改革も同時進行で進められないか。（自治会隣組長会や区会議等で意見を出しても、若い世代層や新たな住民の意見は、なかなか聞き入れてもらえない旧態依然が実情である）

条文作成時に精査します。

（市民の責務）

- ・市民は、自治の主体として意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、市との協働によりまちづくりを推進し、暮らしやすい地域社会の実現に努め…
- ・市民は、まちづくり及び市政へ参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努め…
- ・市民は、主体的に地域課題の解決やまちづくりに関わるよう努め…

【意見】

（職員）

- ・住民自治の基本である区の一員でない住民が、まちづくりなどに参画していくというイメージがなかなか湧きませんが・・・？

具体的に区への加入や地域づくりへの参画に向けた取り組みを条例に関わらず進めます。

(職員)

- ・区及び区民としての市政への貢献度は、一概には言えないかもしれませんが、そうでない方達と比べると格段の差があると思います。それは、福祉面や災害時の助け合いなどに顕著にあらわれるのではないのでしょうか。市政への参加は、根底に区民・市民意識があって良いのではないのでしょうか？

市民一人ひとりの主体性が必要であり、当然区への参画もその一つであり、この条例でも盛り込んでいますし、今後もその推進を図ります。

(職員)

- ・「区民」を感じるのは、助け合い・支えあいはもちろんですが、コミュニケーション、レクリエーション、祭典など様々な場面があり、様々な年齢層がつながりを持つ場になっていると思います。この「つながり」、仲間意識を助長していくような手助けをしていくことはできないものではないのでしょうか？

市民の責務に「お互いに尊重し合い、協力し合うとともに」を加えました。

第5章「区」の（区への加入）の中に、「住民相互の支え合いと協力の下、」を加えました。

(中間報告会：男性：明科地域)

- ・役員の依頼時に、市民の責務をタテにされたら、市民は身構えてしまうのではないか。言葉がきつくかいたところがある。

市民会議において検討をいただきますが、この条例の特に重要な要素でもあります。

(中間報告会：女性：明科地域)

- ・市民の健康は自分で守ることを盛り込んで。

前文に盛り込みました。

(中間報告会：男性：穂高地域)

- ・「市民は、まちづくり及び市政に参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つよう・・・」とある。当たり前のことではあるが、関心が低い（特に若年層）現状では違和感がある。

ある意味、このような状況だからこそ条例化して意識を高めていく必要があると思います。

■第3章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

- ・市議会は、地方自治法で定めるところにより、市民の直接選挙で選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、市政運営の監視を行う…
- ・市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表し、市民及び市との情報共有に努めるなど、開かれた議会運営に努め…

【意見】

(市民 WS 委員)

- ・「市民の直接選挙で選ばれた代表者である議員によって」との文言がありますが、本条例で定義する市民全員には議員の選挙権はないはずであります。従って、本条例で定義する市民を確定するならば、この項の市民は別の言葉に変えるべきだと思います。

(市民 WS 委員)

- ・市議会は、地方自治法で定めるところにより、市民の直接選挙で選ばれた代表者である議員…回の中間報告書の定義からすると「住民」になるのではと思いますが、選挙権のある「住民」となるべきなのかも知れません。

本来は有権者によって選ばれたことでもあり、「市民の直接選挙で選ばれた代表者である議員によって」を「選挙で選ばれた議員をもって」としました。

(中間報告会：男性（豊科地域）：穂高地域)

- ・議会基本条例と整合させ、議会として政策立案に関わる部分を落とさないようにしてほしい。

議会基本条例に基づき、「政策立案、政策提言等を行う権能の行使に努める」を加えました。

(議会議員の責務)

- ・市議会議員は、市民の代表として、市民の信託に応え、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行…

【意見】

(市民 WS 委員)

- ・「市議会議員は、市民の代表として」の中の市民にも文言として適切か否か疑問に思えます。

「市民の代表として、市民の信託に応え」を削除しました。

■第4章 市の執行機関の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

- ・市長は、市民の信託を受け、本市の代表者として、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、本市の自治を推進します。
- ・市長は、自治の基本原則に基づき、必要な財源の確保に努めるとともに、市の計画及び政策の策定、実施、評価を行います。

【意見】

(市民 WS 委員)

- ・市長は、市民の信託を受け、～”とありますが、上記2項と同じく、市長は本条例で定義しようとしている市民の信託を受けるのではなく、選挙権のある住民の信託を受けているのですから、この項でも市民の文言は変更されるべきだと思います。

本来は有権者によって選ばれたことでもあり、「市民の信託を受け、」を削除しました。

(市の執行機関の役割及び責務)

- ・市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。
- ・市の執行機関は、市民との協働によるまちづくりの推進に努めます。
- ・市の執行機関は、市民の意見が市政へ反映されるよう、市政への市民の参画を推進…

【意見】

(匿名：穂高有明在住者)

- ・『市民会議では「子どもや外国人も参加しやすい市政」などが出されているので、その意見も反映させた』・・・
具体的にどのような内容か聞きたい。

現状は市政に子どもや外国人の参画がしにくい状況との意見でありました。すべての市民が参画できる仕組みが必要との思いです。

(職員の責務)

- ・職員は、全体の奉仕者として、市民との信頼関係のもと、公正かつ誠実に職務の遂行に努めます。
- ・職員は、多様化する地域課題及び高度化する行政需要に的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。
- ・職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組む…

【意見】

(匿名：来庁：男性)

- ・行政はプロ意識を持つべき。そして縦割りを解消すべきである。
- ・地域（区）の中でも職員はプロ意識をもって先導すべき。

当然、市職員は市政運営のプロ意識が必要で、条例制定により改めて意識を高めていくことが必要です。

(匿名：来庁：男性)

- ・広報誌で市民、議会、行政が対等な位置づけになっているが、行政が上に立って導くべきである。

このような意見の方もいらっしゃいますが、市職員は条例に掲げる役割と責務を果たすとともに、市民も主体的な活動が求められます。

■第5章 区

(区の役割)

- ・区は、地域の多岐にわたる課題を区民自ら総合的に対応し、また区民の福祉向上、安全で安心な地域づくりを自ら創り出す組織…

【意見】

(市民：女性：三郷)

- ・自治基本条例中間報告と三郷地域〇〇区規約を照らし合わせてみると、本区規約第4章総会 第17条(報告等)の条文に「区、神社、水利、公民館、財産区等の各機関は…」並びに本区規約細則 第5条(第8条関係)別表3に記述の、代表役員役職「氏子総代5名」と定めがあるが、「区」そのものが市条例(仮に努力義務やプログラム規程であっても、拘束力のある法律)になるとすれば、区規約及び細則の条文は、日本国憲法第20条の定める信教の自由、政教分離の原則に違反するのではないかと懸念される。また本区だけでなく、市の他区や他自治会等にも同様の事象が発生するのではないかと懸念される。表現をかえて明文化しても、もとより憲法違反になるのでは、自治基本条例自体を制定する意味が失われると思う。

区に加入しないがために、第1章に明記される人権尊重の原則が、なし崩しになるのではないかと懸念される。したがって、「区」を条例に盛り込むのであれば、現状、市内の区や自治会等の規約改正や組織改編が急務であると考えます。

(中間報告会：男性(三郷地域)：堀金地域)

- ・区の役割を明文化しているが、神社・寺院と分離していない実態がある。条例に位置づけるならば、問題となる。この際、市は毅然とした態度で分離を促し、よい条例にしてほしい。

特に法的な問題がないかを含め、条例作成時に精査します。

(市民：女性：三郷)

- ・安曇野市が1ターン等で、他地域からの移住者を受け入れる活動を推進しているのは周知しているが、区や自治会の行事等のために、全国区にある古来からの慣習(正月・お盆等)を粗雑にしなければならないのは由々しき問題だと思う。特に1ターンで、都市部から移り住んだ住民は親戚類も遠方に多いのだから、区や自治会の行事に関して、参加の可否について周囲からプレッシャーをかけられる状態になるような自治基本条例制定は、何としても避けていただきたいものである。(現状、区の業務の上役は、くじ引きで採決するような状態であり、これでは到底、住民各々のやる気など引き出せるはずもない)

自治基本条例制定に際して、今の区・自治会等をそのままに抱え込むのも一つの方法ではあるが、思い切って安曇野市全域にて、本当に必要な組織や行事と、住民が任意で行えるであろう組織・行事等に分解し、市内の全区・自治会を総合的に、よりコンパクトに組み直すのも有効な方法の一つであると考えます。(例：必要な組織 防災、防犯、環境、民生委員 他。住民任意が可能な組織・行事 敬老会、スポーツ大会(保体

部)、青少年育成会 他)

少子高齢化が加速する中で、徐々に減っていく青年層だけでも十分に機能できるだけの組織形態に変更した上に、市自治基本条例を加わることを切望する。

(中間報告会：女性：三郷地域)

- ・区は必要な組織と考えているが、区や公民館の負担がバラバラである。経済的理由で加入できない人がある。負担が無いようにお願いしたい。

(中間報告会：男性：穂高地域)

- ・区の加入率や活動等の現状を見た場合、違和感がある。

(中間報告会：男性：穂高地域)

- ・区の現状を見据えて、区のあり方をもっと考えてもらいたい。

市区長会との協働により区のあり方の検討を進めます。

(区への加入)

- ・住民は、区へ加入するものとし、主体的に地域課題の解決やまちづくりに関わるよう努めます。

【意見】

(市民 WS 委員)

- ・区加入につき賛否両論はありと認識するも、区民の結束や協働体制はその基本と思います。そこで未加入者に対する市や区の取り組みにつき加入促進対策の強化策を講じながら強力に進め、区財政や地域の協働活動に寄与させていくべくよう希望しております。地区によっては実際の地区にいる人が本当はどのくらいかわからずにいる、とも聞きますますその辺を解消すべきと思います。

区加入促進については、市区長会との協働により進めていきます。

(匿名：穂高有明在住者)

- ・区未加入者はどんな事が免除されているのか？・・・役員、区費の支払い。未加入者に対して市からの通知はどうしているのか？・・・納税、検診、その他について・・・。近所づきあいの煩わしさは自分勝手な考えであるが、高齢で一人暮らしや障害のある人に対しては未加入も考慮してもいいのではと思う。

区の未加入者への対応は、今後市区長会との協働により検討します。

(中間報告会：男性：穂高地域)

- ・区の役割や加入等について、きれいな言葉を並べてあるが、現状と齟齬がある。むしろ、下部組織なら全加入をうたってしまったほうがよいのでは。

区への加入の義務化については、再度市民会議において検討をいただきます

(区への支援)

- ・区は市との対等なパートナーとして…
- ・市は、区の役割を尊重するとともに、その活動が促進され、地域力が向上するよう支援し

ます。

【意見】

(匿名 白金区在住) H28.4.20 午前 10 時頃 電話にて

「区」の項目について

- ・現在区に加入。以前には役員も担った経験がある。条例案に区の役割、区の加入などあるが、表面上は大変素晴らしいかもしれないが、実態とは合っていない。これでは作るだけで絵に描いた餅のお粗末なものになってしまう。そのため、区について記載することには反対。実態は、区は行政の下請けとなっているだけで、区民が主体の地域づくりが行われていない。区の運営の仕方が、区民を向いていない。市からの寄付の依頼についても、行政からの依頼をただ流すだけ。本来は住民に市からの依頼についてどのように対応するか、合意形成を図るべき。行政の欠点、硬直している点は、何でも区長を通さないといけないシステム。区長が行政サイドか、住民サイドかによってずいぶん違う。穂高地域では、「部落」という呼び方がまだ残っていて、これは改めないといけない。しかし、誰もこのことを考えようもしない。行政は、もっと主体的な自治による地域づくりを喚起し、行動を促すような対応をしなければならない。

条例が目指す方向と、現状とのギャップがあるとのこと指摘であり、区のあり方を市区長会との協働により検討していきます。また、様々な課題についても今後解決に向けた取り組みを進めます。

(議会全員協議会)

- ・区への支援は、十分考慮すること。

現在、市区長会では、各区の横断的組織化に向けた取り組みを進めています。区の体制が整い、改めて自立した自治会運営が図れれば、それなりの支援も検討していきます。

■第6章 情報

(情報の公開・共有)

- ・市の執行機関は、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参画を促進するため…
- ・すべての市民の知る権利の実効的保障…
- ・市の執行機関は、市の保有する情報が市民の共有財産で…積極的に情報を公開し…
- ・市民の求めに応じ、情報を適正に公開…

【意見】

(中間報告会：男性(豊科地域)：穂高地域)

- ・参画しようと思った場合、まずは課題を知ることが大事。求めに応じて公開するのではなく、提供することが必要。行政自ら「情報の提供に努める」という文言を入れてほしい。

「情報を公開し」を「情報を提供し」としました。

(協働計画策定評価委員：男性)

- ・市政への参画しにくい子ども、障がい者あるいは高齢者などへ、参画しやすくするための情報の保障の配慮はできないか。

市民会議において検討をいただきます。

（個人情報保護）

- ・市の執行機関は、個人の権利及び利益を保護するため…
- ・基本的人権の擁護及び公正で開かれた市政の確立に資するため…
- ・市の執行機関は、市民の基本的人権を守るため…

【意見】

なし。

■第7章 市政運営

（総合計画）

- ・市は、総合的、計画的な市政運営を行うため、基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定します。
- ・基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図ります。
- ・市は、基本構想、基本計画その他個別計画を策定するにあたっては、市民参画の機会を保障します。

【意見】

なし。

（財政運営）

- ・市は、財政状況を的確に把握し…
～持続可能な財政運営を行う…
～最小の経費で最大の効果をあげるよう…
～財政の健全性を確保する
- ・市は、財政運営の状況を市民にわかりやすく公表するよう努める…

【意見】

なし。

（附属機関）

- ・附属機関の委員の選出にあたっては、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の市政への反映並びに公正の確保を図る…

【意見】

なし。

（行政評価）

- ・市は、行政運営の透明性及び信頼性の向上、総合計画の適正な進行管理並びに行政資源の効果的な活用を図るとともに、職員の意識改革を目的に行政評価を行います。
- ・市は、行政評価の結果について市民に分かりやすく公表します。

【意見】

なし。

（法令遵守）

- ・市は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守…

【意見】

なし。

（応答責任）

- ・市は、市民から意見、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答します。

【意見】

（中間報告会：男性：明科地域）

- ・区長を通じて市に要望を出しているが、部長・課長・担当者の誰の回答かはっきりしないで回答が出される。議論されているのかさえない。明確にしてほしい。

要望に対する対応の決裁は「安曇野市事務決裁規程」に基づき行われています。本来、回答は市長の回答であり、職員がその内容を共有しなければなりません。

（説明責任）

- ・市は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明します。

【意見】

（中間報告会：男性（豊科地域）：穂高地域）

- ・市民に対し、納得できる説明をするよう努めることを入れてほしい。

「分かりやすく説明します」を「分かりやすく、理解できる説明をします」としました。

（パブリックコメント）

- ・市長は、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と行政の協働のまちづくりの実現、及び開かれた市政を推進するため、市の重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民に事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長の考え方の公表に努めます。

【意見】

なし。

（多文化共生）

- ・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく…
- ・市民相互が、差別することなく国籍や民族、文化、言葉などの「ちがい」を認め合い、支

えあう関係を持って暮らせる社会…

【意見】

(匿名：穂高有明在住者)

- ・多文化共生にも力を入れて欲しい。

意見としてお聞きします。

(中間報告会：男性：穂高地域)

- ・この文言では、外国のルールを持ち込んでよいととらえられる。「地域のルールにそった・・・」という書き込みが必要。市民定義のところとあわせて検討が必要。

市民会議において、検討をいただきます。

(危機管理)

- ・市は、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他非常時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関との協力、連携を図ります。
- ・市民は、市民相互の支え合いを大切にし、相互支援を図ります。

【意見】

(匿名：穂高有明在住者)

- ・防災無線が無くなり、外のスピーカーから放送されるが家の中に居ると何を言っているのかわからず気付かない時がある。時に外国から来て間もない人や言葉の意味が解らない人はどうすれば良いか。自然災害、事故等の時は、そこに住む人が互いに協力して安全を確保することが望ましいことはもちろんと思う。

条例とは別に、市として方向性を検討しています。

(自然環境の保全)

- ・市民及び市は、本市の豊かな自然環境を保全し、次の世代へより良いものとして引き継ぎます。

【意見】

(市民 WS 委員)

- ・「確かなかたちで次世代に」～大変重要でありかつ安曇野市特有の条例であってもよいと思います、是非とも環境保全や自然環境維持に向けたボランティア活動も含めた市民全体での保全活動としても条例制定をお願いしたいと思います。

意見としてお聞きします。

(まちづくり推進会議)

- ・市は、多様化する地域課題の解決を図り、市民一人ひとりが心豊かに幸せに暮らせる社会を形成するため、まちづくり推進会議を設置することができます。
- ・市は、まちづくり推進会議の活動その他必要な事項について、別に定めます。

【意見】

(匿名：穂高有明在住者)

- ・28年度事業として新たに予算化されているので力を入れて欲しい。

予算化はしていませんが、意見としてお聞きします。

■第8章 住民投票

- ・市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。
- ・本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律67号）の規定に従って、その代表者から市長に対して住民投票に関する条例の制定を請求することができます。
- ・市は、住民投票の結果を尊重します。
- ・住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

【意見】

(市民WS委員)

- ・この件はワークショップ時も申し述べましたが、くれぐれも慎重にお願いしたい、地方自治法では選挙権を有する50分の1の者が連署で請求できるとのことから、ともすると市議会ですでに可決した案件の賛否を問うなどの請求等は特にあってはならないと思っています、民主主義議会で賛成多数なる結果はいかなる理由でも結果として受け止めなければならないと思います。出来る限り避けるべきと思うものであり、選ばれし代表者での決議がさらに住民投票を繰り返すことは是非とも避けるべきことと思いを申し上げました。

意見としてお聞きします。

■第9章 自治基本条例の見直し

- ・市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間の中で、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。
- ・市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。
- ・市長は、第 項に規定する検討または前項に規定する措置を講じた以降は、5年間を超えない期間で第 項及び前項に規定する事項について行います。

【意見】

なし。

その他意見

(職員)

- ・先人が築き上げてきたこの安曇野の地を守り、発展させていくためには、歴史文化の収集・記録・伝承をしていく必要があると思います。文化活動の項目があっても良いのではないのでしょうか？

市民会議において、検討をいただきます。

(中間報告会：男性：三郷地域)

- ・制度的背景、財政的背景についての説明があったが、平成12年から10数年経って、なぜ今この条例を制定する必要があるのか。近隣自治体でもまだ制定していないところがある。支障がなければ、あわてて作る必要はないのではないか。

(中間報告会：男性：三郷地域)

- ・三層構造との説明があったが、二層、三層ができないと機能しない。条例の見直し、区の見直しなど、どんなスケジュールを考えているのか。費用対効果、制定後の条例見直しスケジュールなど、しっかり検討してから取り組むべきだ。

意見としてお聞きします。

(中間報告会：男性：明科地域)

- ・地域活動や協働による取り組みへの参加者が少ないことがアンケートからわかる。役員主導で若い人の参加も少ない。今日の会場も参加者が少ない。こうした状況で計画が制定されても、住民の意識が追いついてこないのでは、変化が望めないのではないか。

(中間報告会：女性：明科地域)

- ・アンケートでは肯定的ではあるが、この関心の低さで制定してよいか。市民意識が高まる仕掛けをしてほしい。

意見としてお聞きします。

(中間報告会：男性：明科地域)

- ・責任の中で、不服申し立てを解決していくような内容を盛り込んでほしい。

市民会議において、検討をいただきます。

(中間報告会：男性：穂高地域)

- ・市民の権利は、憲法でいう権利にあたると思うが、定義された市民では、齟齬をきたすのではないか。また、住民の権利、住民の責務の項があってもよいのではないか。

意見としてお聞きします。